

JRCだより

(青少年赤十字 Junior Red Cross)



文責：JRC担当 江口

JRC集会がありました

11月22日にJRC集会があり、夏休みに行われたトレセンの報告会をはじめとするJRC活動の報告がありました。トレセンに参加した生徒は研修の中で学んだことや気持ちがどのように変化したか、そして、清水中学校で実践できそうなことについてまとめた報告を全員で発表しました。その中で特にトレセンメンバーが清水中学校の問題としてあげたものが「V・S活動の活性化」です。トレセン中のワークショップでも話し合い、せっかくのV・Sボードをどんどん使っていこうという意見が出ました。これからは、トレセンメンバーを中心に積極的にV・S活動に取り組んでくれるはず。トレセンに行っていない生徒もちろんV・Sボードの使用はできます。ぜひ利用して積極的なJRC活動を続けてください。

また、集会のあとは各クラスに分かれて、福島ひまわり里親プロジェクトで育てたひまわりの種を福島に送るための封筒やメッセージ書きを行いました。毎年行っている作業ですが、今年は3年生が1年生に封筒の書き方を教えたり、JRCへの意識を伝えたりするために1年生の学級まで出向いてくれました。1年生は普段一緒に学習することのない3年生と一緒に作業するのが新鮮で、楽しく作業をしていました。3年生は人に何かを教えることの大変さを知ったことと思います。学年間の交流や、JRC活動の意識付けのためにもこれから続けていきたい活動ができました。



青少年赤十字について知ろう⑨

国際人道法について考える



赤十字に所属する人たちは紛争地などの危険をとまなう場所で活動することも多くあります。そこで安全に活動できるように国際的な条約を締結しておく必要がありました。それが「ジュネーブ条約(赤十字条約)」です。国際人道法とはジュネーブ条約を中心とした、武力紛争時の傷病者・民間人・捕虜などの人道的な取り扱いを規定した条約や法規、国際慣習の総称です。国際人道法を学ぶことは世界の現実と悲惨な状況について理解を深め、平和を愛する心を養うこと、武力紛争時でも「人間としての最低限の人道的なルール」を確認するために大切なことです。

＜国際人道法の二つの原則、七つの基本ルール＞

- 原則** (1) いかなる場合でも、人間を人間として人道的に扱うこと。
(2) いかなる場合でも、戦闘方法や戦闘手段は無制限に許されないこと。
- ルール** ① 戦いに参加しない人々の生命と尊厳を大切に、いかなる場合でも差別をせず、人道的に扱うこと。
② 降伏したり、戦えなくなった兵士を殺したり、傷つけてはいけないこと。
③ 戦うもの同士は、互いに傷病者を収容し、看護、治療しなければいけないこと。また、そのための衛生用品や施設、車両、船舶、航空機、機材を保護する赤十字と赤新月マークを尊重し、保護すること。
④ 捕虜や抑留者の生命と尊厳、そして個人的権利と新年を尊重し、いかなる暴力や報復からも保護しなければならないこと。
⑤ いかなる人も公正な裁判を保障され、自分がやっていないことの責任を負わされることは無い。また、拷問や体罰、残虐で品位を汚す扱いを受けないこと。
⑥ 互いに戦う者同士は、戦闘方法や戦闘手段を無制限に使うことは許されず、不必要で過度な損害や殺傷を引き起こすような兵器を使ってはいけないこと。
⑦ 戦う物同士は、常に民間人と戦闘員を区別し、攻撃は軍事目標だけに限定し、民間人とその財産を保護し、攻撃してはいけないこと。

国際人道法というのは、武力行使時の「やって良いこと」と「やってはいけないこと」の区別です。これらは普段の私たちの社会においても人間として当然守るべき「日常生活の人間のルール」ともいえます。

■□□ ご報告 □□■

石坂町の公民館で集められたキャップを5キロいただきました。ご協力ありがとうございます！地域の方にも支えていただいています。生徒の皆さんも頑張りましょう！

そして、清水中学校ではペットボトルキャップ、プルタブの回収方法が変わりました。生徒下足室に学年ごとの回収ボックスをキャップ用とプルタブ用を設置し、各学年の回収状況が分かるようにしました。回収ボックスのふたは、分かりやすいように学年カラーにしています。間違えないようにしましょう。また、回収しているものと違うものを入れないようにしましょう。



